

「介護従事者の処遇改善」を求める意見書

超高齢化社会を迎え、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題になっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人の介護従事者が不足するとしている。

人材不足は地域の介護施設にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっている。介護従事者の人材確保・離職防止を進めていく上で「労働環境の整備」が重要であることは、2007年に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉確保指針）」でも示されているとおりである。改正以降についても介護従事者の労働環境が改善されたとは言い難い状況である。

人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬を引き上げるとともに、その負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要であり、人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきである。

よって、国においては介護制度の真の持続性を確保するよう、次のとおり強く要望する。

- 1 介護職員を初めとする、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を講じ賃金水準の引き上げを図り、処遇改善の費用は国費で賄うこと。
- 2 上記項目を保証するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年3月16日

宮城県大崎市議会議長 佐藤和好

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 } 殿